平成２８年（フ）第３６９号
静岡県浜松市浜北区小松2260番地の３　シティハイムレインボー111、前住所愛知県名古屋市港区川間町２丁目58番地
債務者　大野養志朗
１　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
長崎県長崎市横尾２丁目15番９－303号
債務者　松尾建次郎
１　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
長崎県長崎市横尾２丁目15番９－303号
債務者　松尾さみ子
１　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
岩手県遠野市青笹町中沢22地割62番地６
債務者　菊池　　純
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第４８０号
仙台市青葉区台原７丁目３番２号、従前の住所宮城県富谷市ひより台２丁目13番地５
債務者　一戸　延子
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目18番地の４　ピュアもみじケ丘202
債務者　齋藤　直樹
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
茨城県笠間市吉岡47－33　ＫＡＺＥ＆杜Ⅲ101号室、住民票上の住所茨城県笠間市手越421番地２
債務者　内桶　　誠
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７２号
群馬県桐生市相生町２丁目545番地の47　ハイツシャトレＡ202号
債務者　松村めぐみ
１　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３３号
千葉県勝浦市川津1269番地　万名浦団地１号
債務者　山口　深雪
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
千葉県茂原市網島53番地９
債務者　桑原　愛子
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
千葉県茂原市粟生野3039番地４、住民票上の住所千葉県山武市成東2473番地
債務者　砥山　和夫
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
千葉県富津市岩本字久保山588－１、住民票上の住所千葉県富津市岩本689番地
債務者　大野　好美
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２６９号
金沢市松寺町卯80番地１　市営住宅Ｍ４棟303号
債務者　中西　敏夫
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山4671番地３
債務者　高村ゆかり
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
岐阜県郡上市八幡町稲成27番地４　雇用促進住宅１号棟204
債務者　佐田　楓太
１　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２８２号
岐阜市福光西３丁目16番15号
債務者　植村　　等
１　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７６号
三重県津市一志町高野160番地461、前住所三重県津市久居緑が丘町１丁目６番地７
債務者　中谷　　弘
１　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
津地方裁判所破産係